

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合の休日を定める条例

平成2年11月1日
条例第1号

改正 平成5年3月12日条例第1号 平成18年1月23日条例第1号

(組合の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は組合の休日とし、執務は原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、組合の休日にその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この条例は、平成2年12月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。